

組合員の皆様へ

G34 の降格人事について

会社は本年 5 月に組合側に事前協議をすることなく、G32/33 を対象に希望退職を募りました。本件は 2015 年からの営業組織の機動力強化・効率化を目指す改編と説明がありましたが、合理化計画の一環に他なりません。

また、この度、G34 全体の約 2 割を対象に降格異動を決定しました。本件につきましては、会社側から組合 3 役に対して事前協議申入れがあり、組合が主張した主なものは以下のとおりです。

- ・ この時期（5 月に営業員を対象に希望退職を募って間もなく）に G34 の降格（懲戒による降格を除く）をしなければならぬ合理的な理由がない。
- ・ 降格異動には適用基準・経過措置があり、本件は労使慣行に反する。
- ・ 組織改編で G34 人員減が必要となるのであれば、配置転換を検討すべきである。
人員計画に基づく配置転換が困難な場合は G32/33 同等の希望退職を適用すべきである。

我々の主張に対して会社側の考えは次のとおりです。

- ・ 降格人事は、会社に裁量権がある。
- ・ G34 の降格対象者には、希望退職の措置はしない。
- ・ 来年度からの営業体制や営業所の統廃合を考えると、降格人事による再配置はやむを得ない。

今回の降格異動の実行に対し、我々は会社に抗議文を出しました。無計画で合理性のない降格人事には、将来に大きな不安と強い憤りを感じています。

以上